

第26回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和5年10月18日
 告示番号 第21号
 会議年月日 令和5年10月25日
 会議の場所 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局 長 阿部 徹
 局長 補佐 佐藤 正浩
 企画係 長 浅岡 栄嗣
 主 事 濱 夏海

本日の案件 第26回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時33分

議 長	<p>本日の出席委員は23名であります。 定足数に達しておりますので、第26回一関市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>なお、23番 鈴木 勝 委員より欠席の届出がありました。</p>
議 長	<p>行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に10番 佐藤 和幸 委員、11番 山本 佳範 委員を指名いたします。</p> <p>書記には、浅岡係長、濱主事を指名いたします。</p>
議 長	<p>審議に入ります。</p> <p>「報告第61号 農政専門委員会の報告について」を議題といたします。</p> <p>佐藤 多賀幸 農政専門委員会委員長に報告を求めます。</p>
佐藤 多賀幸農政 専門委員会委員長	<p>第8回農政専門委員会の協議結果について概要を報告します。</p> <p>開催日時は、令和5年9月25日 月曜日 15時から17時15分まで、川崎農村環境改善センター4階 会議室において、出席者私</p>

ほか9名、事務局 阿部事務局長、浅岡企画係長で行いました。

協議事項は、令和5年度 農地等の利用の最適化の推進に関する意見書（案）についてと農業委員会と市長との懇談会についてです。

協議内容は、

(1)令和5年度 農地等の利用の最適化の推進に関する意見書（案）について

この意見書（案）は、農業委員及び農地利用最適化推進委員から提案のあった意見を参考に、11月に市長に要請する意見書としてまとめるものです。

事務局案では、委員から提案があった意見を8つの項目に分けて整理しており、項目ごとに検討を行いました。

農業、農村の現状に合っているか、農業委員会の要望としてふさわしいか、などの観点から、加筆、訂正、削除の意見が出されました。

協議の結果、意見を踏まえて事務局案を見直し、10月の総会議案として提案することとしました。

(2)農業委員会と市長との懇談会について

開催日については、市長の都合に合わせ、11月24日金曜日の総会後に開催する。

意見書の提出と市長との懇談会は別日程とし、事前に市長に意見書を手交する。

時間配分は、市長挨拶から市長部局の説明までを50分以内とし、懇談の時間を長く確保する。

懇談会での発言者を、農業委員3名、発言者は佐藤 喜明 委員、佐藤 和幸 委員、佐藤 和威治 委員、推進委員2名とし、発言内容を事前に把握する。

時間が余れば自由発言の時間とする。

以上のとおり、報告いたします。

議 長

以上で「報告第61号」の報告を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

なければ、「報告第61号」の質疑を終わります。

議 長

次に、「報告第62号 専決処分の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

3ページをお開き願います。

報告第 62 号、専決処分報告についてご説明いたします。

農地法第 3 条の 3 の規定による相続の届け出について、専決処分しましたので農地法関係事務処理要領第 3 の 3 の規定に基づき報告するものです。

4 ページをご覧ください。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第 8 条の規定により、次のとおり専決処分したものであります。

専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続による届け出に対し、審査の結果、適法と判断し受理と決定したもので、記載の第 1 号から 8 ページの第 13 号までの 13 件、13 名の方からの届け出であり、専決処分の日は令和 5 年 10 月 17 日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続などで、農地等の権利を取得したことの届け出に対し、農業委員会は、「速やかに届け出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届け出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届け出を受理したときは、遅滞なく受理通知書その届け出者に交付」する、と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届け出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第 62 号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第 62 号の質疑を終わります。

次に、「報告第 63 号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

9 ページをご覧ください。

報告第 63 号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。

これにつきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第 1 号から第 3 号までの 3 件 3 筆の現状変更届出書を受理しましたので、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第 4 の規定に基づき報告するものです。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する農地現状変更届出済標を交付しているほか、担当

議 長

地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、届出書の内容について報告しておりますので、担当委員の方には随時現地調査により施工状況の監視指導をお願いいたします。

届け出に係る土地の所在地、届け出人等につきましては議案に記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土が2件、農業用施設の整備が1件となっております。

以上で説明を終わります。

以上で「報告第63号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

議 長

16番 及川 治雄 委員

16番
及川 治雄 委員

盛土した後、水田として利用するのか、それとも大豆とか麦などの特用作物をやるのかを届出した際に確認しているかどうかをお聞きします。

局 長

お答えいたします。

届出者によりますと、近隣の道路改良で発生した土砂を活用しまして、道路より低く耕作に不便な水田を嵩上げして耕作し易くして水田として使用したい。ただ草地として使用したいとお聞きしております。

16番
及川 治雄 委員

水田として活用する場合、砂利等入っていると耕作に支障をきたすので、来年度作付けの際にチェック機能を働かせるようお願いしたい。

局 長
議 長

担当委員の方には、施工の状況確認をお願いします。

そのほかございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第63号の質疑を終わります。

次に、「議案第178号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

10 ページをご覧ください。

議案第178号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に関地域に係る申請1件です。

第1号については、貸付人が高齢のため耕作管理できない状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和10年12月31日までの5年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

次に、大東地域に係る申請1件です。

第2号については、譲渡人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、親戚関係にある譲受人が今まで使用貸借契約していた農地を合意解約し、贈与により取得しようとするものです。

次に、室根地域に係る申請1件です。

第3号については、譲渡人が高齢で遠方に居住しており、耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

11 ページをご覧ください。

次に、川崎地域に係る申請2件です。

第4号については、譲渡人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、2名の共有である譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得するもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第5号については、譲渡人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため雑種地を含む売買により農地を取得するもので、売買金額は雑種地を含み記載のとおりとなっております。

次に、藤沢地域に係る申請1件です。

第6号については、譲渡人が高齢のため耕作管理できない状態にあることから、取得する農地の周辺に畑を所有している譲受人が、所有する農地と一体に管理するため売買により農地を取得するもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

以上、6件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第178号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和5年10月13日、金曜日、午前9時から、現地調査員、農業委員 私 菅原と農地利用最適化推進委員佐藤委員、佐々木委員、事務局職員 千葉主任主事、農政推進課職員 阿部主査、及川主事でございます。

議 長

6 番
菅原 吉昭 委員

議長

3番

佐藤 喜明 委員

報告内容、第1号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

以上です。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和5年10月11日、水曜日、午後1時30分より、農業委員 鈴木委員、私 佐藤と農地利用最適化推進委員 小崎委員、支所職員 佐藤産業建設課主事と行いました。

報告内容、第2号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

以上です。

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

室根地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。

12番

藤原 美喜男 委員

調査日、令和5年10月11日、水曜日、午前9時より、調査員につきましては農業委員としては 千葉委員、私 藤原、農地利用最適化推進委員 小松委員、岩淵委員、菅原委員、支所職員 小野寺主任主事、千葉会計年度任用職員で行いました。

報告内容、第3号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

以上です。

ありがとうございました。

次に、川崎地域の担当委員の方、報告をお願いします。

川崎地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。

20番

遠藤 勝幸 委員

調査日、令和5年10月11日、水曜日、午前9時30分より、調査員につきましては農業委員としては 私 遠藤、農地利用最適化推進委員 今野委員、小野寺委員、事務局職員 濱主事で行いました。

報告内容、第4号、第5号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結

議長

9番

畠山 信吾 委員

果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

ありがとうございます。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。

調査日、令和5年10月11日、水曜日、午前10時30分より、調査員につきましては農業委員としては私 畠山、農地利用最適化推進委員 伊藤委員、佐藤委員、支所職員 阿部主事で行いました。

報告内容、第6号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

議長

ありがとうございます。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

ございませんか。

(なしの声あり)

議長

なければ、審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第178号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第178号」を可と決します。

議長

次に、「議案第179号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長 補佐

12ページをお開き願います。

議案第179号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請7件です。

第1号は、譲受人が宅地分譲するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

第2号は、譲受人が駐車場及び資材置場として利用するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

なお、申請地は、令和5年9月22日付で農振除外済みです。

第3号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

13ページをお開き願います。

第4号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

第5号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第6号は、借受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、10ha以上の一団の農地に含まれるため、第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。

なお、申請地は、令和5年9月22日付で農振除外済みです。

14ページをお開き願います。

第7号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

次に、花泉地域に係る申請1件です。

第8号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、大東地域に係る申請2件です。

第9号は、譲受人が駐車場を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

15ページをお開き願います。

第10号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、千厩地域に係る申請3件です。

第11号及び第12号は同一事業で、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

16ページをお開き願います。

第13号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、東山地域に係る申請1件です。

第14号は、借受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

なお、申請地は、令和5年9月22日付で農振除外済みです。

次に、室根地域に係る申請1件です。

第15号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

なお、申請地は、令和5年9月22日付で農振除外済みです。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、15件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第179号」の説明を終わります。

「議案第179号」の説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

6番

一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

菅原 吉昭 委員

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第1号〕 申請地は、一関ICから東に約350mの位置にあ

り、周囲は北側及び東側が農地、南側が市道、西側が農地及び宅地となっている。

申請人が宅地分譲地を整備する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

〔第2号〕 申請地は、一関 I C から北西に約1.5kmの位置にあり、周囲は北側が雑種地、東側が市道、南側が農地、西側が水路となっている。

申請人が駐車場及び資材置き場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

〔第3号〕 申請地は、JR一ノ関駅から東に約1.0kmの位置にあり、周囲は北側が水路、東側及び西側が宅地、南側が宅地及び公衆用道路となっている。

申請人が自己住宅を建設する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

〔第4号〕 申請地は、JR一ノ関駅から北東に約1.2kmの位置にあり、周囲は北側及び西側が農地、東側が河川及び原野、南側が道となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

〔第5号〕 申請地は、JR一ノ関駅から南西に約4.5kmの位置にあり、周囲は北側及び南側が農地、東側が水路、西側が国道となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

〔第6号〕 申請地は、JR一ノ関駅から北東に約5.4kmの位置にあり、周囲は北側及び東側が農地、南側が市道、西側が公衆用道路となっている。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽を設置することから、周辺農地に影響はない。

〔第7号〕 申請地は、一関市役所から南西に約2.1kmの位置にあり、周囲は北側及び東側が農地、南側が市道、西側が公衆用道路となっている。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

以上です。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

議 長

22番
佐藤 多賀幸 委員

花泉地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。
調査日、令和5年10月11日、水曜日、午前9時から、調査員につきましては農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員千葉委員、岩淵委員、支所職員 千葉産業建設課主任主査で行いました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第8号〕 申請地は、JR清水原駅から東に約1.6kmの位置にあり、周囲は北側が市道、東側及び南側が農地、西側が現況道となっている。

申請人が太陽光設備を建築する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

以上です。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

3番
佐藤 喜明 委員

大東地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第9号〕 申請地は、JR摺沢駅から東に約750mの位置にあり、周囲は北側、東側及び西側が宅地、南側が市道となっている。

申請人が駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

〔第10号〕 申請地は、一関市役所大東支所から南西に約1.0kmの位置にあり、周囲は北側、東側及び南側が農地、西側が農地及び宅地となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

以上です。

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

議 長
5番
佐藤 繁 委員

千厩地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

調査日、令和5年10月10日、火曜日、午後3時30分より、調査員につきましては農業委員としては 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 渡邊委員、小野寺委員、事務局職員 千葉主任主事、

支所職員 小山産業建設課主任主査で行いました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第11・12号〕 申請地は、J R小梨駅から南東に約1.0kmの位置にあり、周囲は北側がため池、東側が水路、南側が宅地及び市道、西側が山林及び宅地となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

〔第13号〕 申請地は、J R小梨駅から南西に約2.1kmの位置にあり、周囲は北側が農地、東側が水路、南側が道路、西側が原野及び現況宅地となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

以上です。

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、報告をお願いします。

東山地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

調査日、令和5年10月11日、水曜日、午前9時より、調査員につきましては農業委員としては 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 千葉委員、渡辺委員、小野委員、支所職員 佐藤産業建設課農林係長、菊池産業建設課主事で行いました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第14号〕 申請地は、JR柴宿駅から南東に約1.2kmの位置にあり、周囲は北側が農地、東側が現況道路、南側及び西側が市道となっている。

申請人が自己住宅を建設する計画であり、排水は合併処理浄化槽を設置することから、周辺農地に影響はない。

以上です。

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

室根地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第15号〕 申請地は、J R矢越駅から南東に約690mの位置

議 長

7番

佐藤 想司 委員

議 長

12番

藤原 美喜男 委員

議 長

にあり、北側及び東側が道、南側及び西側が農地となっている。
申請人が自己住宅を建設する計画であり、排水は合併処理浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はない。
以上です。

議 長
9番
畠山 信吾 委員

ありがとうございました。
以上で現地調査の結果報告を終わります。
審議願います。

局 長 補 佐

9番 畠山委員
第9号についてお尋ねします。
登記地目が宅地で現況地目が畑となっていれば、農地法に従って処理しなければならないものかの確認です。

議 長

お答えします。
農地法の場合、現況主義ですので登記地目が宅地であっても現況地目が農地で農地台帳に登録されていれば、転用手続き必要となります。

議 長

了解ですか。
そのほかございませんか。
(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
「議案第179号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。
(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。
よって、「議案第179号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第180号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐

17ページをお開き願います。
議案第180号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について、内容をご説明いたします。
次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったので、意見を求めるものです。
本議案に係る申請は、一関地域の2件です。
第1号及び第2号は、転用事業者が工事発生土の土砂置き場として利用するため一時転用許可を受けていましたが、コロナ禍に

議 長

より予定していた工事が遅延し、工事発生土が転用期間内に確保できないため期間を延長するものです。

以上で説明を終わります。

以上で、「議案第180号」の説明を終わります。

審議願います。

ございませんか。

(なしの声あり)

ないようですので、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。「議案第180号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第180号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第181号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐

18 ページをお開き願います。

議案第 181 号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき議決を求めるものです。

19 ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借権設定が 4 件、所有権移転が 1 件、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式が 1 件です。

最初に貸借権設定です。

第 1 号は、一関地域に係る申請です。

第 2 号は、大東地域に係る申請です。

第 3 号は、千厩地域に係る申請です。

20 ページをお開き願います。

第 4 号は、東山地域に係る申請です。

21 ページをお開き願います。

次に、所有権移転です。

第 1 号は、一関地域に係る申請です。

22 ページをお開き願います。

議 長
6 番 菅原 吉昭 委員
議 長
議 長
13番

次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。
第1号は、大東地域に係る申請です。
ここで、貸借権設定第1号の、補足説明をさせていただきます。
議案書の19ページをお開き願います。また、本日お配りしました「議案第181号資料」A3判の配置図をご覧ください。
本件は、鶏肉を生産する法人の所有地の一部を、別法人が借り受け「ひな鳥」を飼育するための鶏舎を建築するものです。ひなから親鳥まで同一敷地内で生産することを目的とする事業です。
事業内容は、農地転用と同等のものです。認定農業者が行う農業用施設の建築であるため、農業経営基盤強化促進法による許可が認められるものです。
以上、各申請の詳細については記載のとおりです。
また、計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。
以上で説明を終わります。
以上で「議案第181号」の説明を終わります。
「議案第181号」の説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。
一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。
一関地域の基盤法利用集積貸借現地調査報告をいたします。
現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。
報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。
〔第1号〕 申請地は、一関ICから南西に約3.8kmの位置にあり、周囲は北側がため池、農地及び現況公衆用道路、東側が現況山林、南側及び西側が公衆用道路となっている。
申請人が鶏舎を建築する計画であり、排水は浄化槽を設置することから、周辺農地に影響はない。
以上です、
ありがとうございました。
以上で現地調査の結果報告を終わります。
審議願います。
ございませんか。
13番 佐藤 和威治 委員
地目が畑で、面積が小数第2位まで表記した。何か特別な意味

佐藤 和威治 委員	<p>があるのでしょうか。</p> <p>宅地であれば小数点第2位まで表記され、畑の場合は平米で区切っているのが通例だと思いますが、何か特別な理由があるのでしょうか。</p>
議 長 局 長 補 佐	<p>事務局 答弁願います。</p> <p>お答えします。</p> <p>通常であれば、佐藤委員のおっしゃる通りです。</p> <p>この貸借については、現所有者が所有している農地が農業施設用地と変更されています。農業施設用地の一部を別法人が貸借するというので、区切った部分を測定し実測面積を記載したものです。</p>
議 長 13番 佐藤 和威治 委員	<p>了解ですか。</p> <p>賃貸借の計算根拠であれば小数点以下2位まででいいと思いますが、表向きの数字は平米単位ではないのでしょうか。</p> <p>農業委員会として、この土地については小数点第2位まで管理するということですね。</p>
局 長 補 佐	<p>分筆はしておりませんので、あくまでも残りの部分を含めた1筆となりますので平米単位の土地となります。</p> <p>ただし、別法人に貸借される面積は実測単位で処理させていただきます。</p>
議 長	<p>了解ですか。</p> <p>そのほかございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議 長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことです。審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第181号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(挙手満場)</p>
議 長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって「議案第181号」を可と決します。</p>
議 長	<p>次に、「議案第182号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
局 長 補 佐	<p>23ページをお開き願います。</p> <p>議案第182号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について、内容をご説明いたします。</p>

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙案による農用地利用集積等促進計画策定を要請することについて議決を求めるものです。

24ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借の移転が126件です。

第1号から34ページ第125号までの125件は、一関地域に係る申請です。

第126号は、川崎地域に係る申請です。

申請の内容については記載のとおりです。また、受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果十分満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第182号」の説明を終わります。

審議願います。

ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。「議案第182号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって「議案第182号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第183号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長補佐

35ページをお開き願います。

議案第183号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。

本議案に係る申請は、室根地域の1件です。

申請地は、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。

議 長

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第183号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

12番

室根地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

藤原 美喜男 委員

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第1号〕 申請地は、JR矢越駅から南に約10.1kmの位置にあり、北側及び西側が現況宅地、東側が県道、南側が現況農地となっており、昭和55年頃から居宅進入路の一部として利用しており、既に農地性は失われている。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第183号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第183号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第184号 令和5年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

36ページをご覧ください。

議案第184号 令和5年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の決定について、議案の内容をご説明いたします。

これにつきましては、農業委員会として市長に提出する「令和5年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書」を別紙(案)のとおり決定することについて、議決を求めるものです。

農業委員会は、農業・農村の声を代表する組織として、農地利用の最適化を効率的・効果的に実施するため、所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない、と、農業委員会等に関する法律第38条第1項に規定されております。

また、意見書の提出を受けた関係行政機関等は、農地等利用最適化推進施策の企画立案又は実施に当たっては、提出された意見を考慮しなければならないこととされております。

今回の意見書の作成にあたっては、農業委員10名、農地利用最適化推進委員5名の計15名から提出された意見を取りまとめたものです。

また、報告第61号で農政専門委員長の報告のとおり、事務局で作成した意見書（案）について、9月25日の第8回農政専門委員会で協議していただき、そこで出された意見に基づき加筆、訂正、削除し、修正した内容となっております。

皆さん、事前にお目通しいただいていると思いますので、要点のみご説明申し上げます。

37ページをご覧ください。意見書の表紙になります。

38ページは前文になりますが、我が国の農業経営の現状にふれた上で、将来の農地利用の姿を明確にする「地域計画」において、農業委員会が取り組む「目標地図の素案作成」に向け、地域との話し合いに参加し、農地の集積・集約化活動を行っていくこと、また、農地の有効利用や優良農地の確保に努め、農地利用の最適化の推進に取り組んでいくこと、農業・農村が抱える課題解決に向け、「現場の声」として、今後の農業施策に反映していただくようこの意見書を提出するとしています。

39ページからは具体的な意見になりますが、

1として、「担い手への農地利用の集積・集約化については、持続可能な農地利用を支える仕組みの強化、集落営農の法人化や経営支援など3項目の意見を記載しています。

2として、「基盤整備事業の促進については、基盤整備事業の短縮化を図ることを記載しています。

3として、「遊休農地の発生防止・解消については、国に対する農地保全対策の要望や荒廃農地の解消に向けた別枠の交付金の新設要望など3項目の意見を記載しています。

4として、「新規就農・参入の促進については、新規就農者

用のリースやレンタル事業の実施など2項目の意見を記載しています。

他に、有害鳥獣による農作物被害対策、農業用資材・飼料・燃油等価格高騰対策、太陽光発電設備の設置に関する規制、相続未登記対策、農作業事故防止に向けた取組など5項目の意見を記載しています。

意見書(案)の内容については以上であります。

なお、市長への意見書の提出については、議決を経て、11月13日月曜日 14:00から会長、職務代理者、農政、農地の両専門委員会の委員長、副委員長にご出席いただき、直接市長へ提出したいと考えております。

以上で、説明を終わります。

ありがとうございました。

審議願います。

(なしの声あり)

ないようですので、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第184号 令和5年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の決定について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

挙手多数と認めます。

よって、「議案第184号」を可と決します。

以上で議案審議が終了いたしました。

第26回一関市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

議長

議長

議長

議長

(午後2時38分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員